

## 旭町・明神町地区周辺まちづくり懇談会設置要綱

(目的)

**第 1 条** 旭町・明神町地区の地区開発を見据え、旭町・明神町地区周辺のまちづくりに関わる多様な主体による意見交換を行い、同地区周辺のまちづくりの基本的な方向性等を取りまとめた、「(仮称)旭町・明神町地区周辺まちづくりイメージ」(以下「まちづくりイメージ」という。)を作成するため、旭町・明神町地区周辺まちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 懇談会は、まちづくりイメージの作成に向け、旭町・明神町地区周辺のまちづくりについて、次に掲げる事項について、意見交換を行い、まちづくりイメージを作成する。

- (1) まちづくりの基本的な方向性等に関する事
- (2) 前号に基づく、まちのあり方等に関する事
- (3) その他旭町・明神町地区周辺まちづくりに関する事

(組織)

**第 3 条** 懇談会は、次に掲げる基準により、第 1 号から第 4 号までの委員については市長が選出した者、第 5 号委員については市長が指名した八王子市職員からなる委員 13 名以内をもって組織する。

- (1) 町会・自治会の代表者 2 名以内
- (2) 経済団体等代表者 4 名以内
- (3) 鉄道事業者 2 名以内
- (4) 地域情報紙を発行している者 1 名
- (5) 八王子市 4 名以内

(座長及び副座長)

**第 4 条** 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、前条第 5 号委員のうち、市街地整備の企画及び調整に関する事を所管する委員をもって充てる。
- 3 副座長は、座長が指名する委員をもって充てる。
- 4 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 懇談会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、懇談会の決定により公開しないことができる。
- 5 座長は、懇談会の決定により、必要に応じて懇談会委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第 6 条** 懇談会の庶務は、まちづくり計画部及び産業振興部において処理する。

(委任)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会に諮り、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。